

1996.3.

No.6

日本靈長類学会 靈長類保護委員会

ニュースレター

目次

1 はじめに	1
2 野猿公園のあるべき姿についての提言	1
3 地獄谷野猿公苑でのサル避妊処置について	6
4 餌付け群の個体数管理における避妊技術の導入について	10
5 地獄谷野猿公苑での避妊について	11
6 屋久島 世界自然遺産地域におけるサルの狩猟について	12

1 はじめに

日本靈長類学会保護委員会

靈長類学会靈長類保護委員会のニュースレター 6 号では、野生動物であるニホンザルを野猿公園という形で利用することについて、靈長類保護委員会の提言を行います。大阪での自由集会では、この問題を取り上げますので、靈長類学会会員からの広い批判と有益な議論をお願いします。今後、この提言に対する、会員からの議論や提案などを包括的に検討し、靈長類学会の提言として関係各方面に提言の実現を働きかけていきます。会員のご協力ををお願いします。

地獄谷野猿公苑で実施されたニホンザルの野外での避妊処置について、常田さん、松林さん、和田さんに原稿を依頼して投稿していただきました。

2 野猿公園のあるべき姿についての提言

日本靈長類学会保護委員会
(松林清明起草)

まえがき

1995 年 6 月の学会大会自由集会「靈長類の保護と利用」において、野猿公園の持つ様々な問題に関する論議が行われ、これを契機に靈長類保護委員会が、今後の野猿公園のめざすべき運営のあり方について具体的な提言を行うことになった。いくつかの野猿公園においては、個体数調節のためにメスの避妊処置が実施されようとしており、この問題に対する見解も早急にまとめる必要があると思われる。

野猿公園の運営は、各公園自体が主体的な責任を持って行うのは当然であるが、各地に共通する基本的問題点の解決の方針については、靈長類学の諸分野の研究者集団である学会が、積極的に発言する意義は大きいと考えられる。これまでのニホンザル研究の歴史の中で、研究者が餌付けに関わってきた所もあり、また餌付け群を研究対象として利用してきたことも多い。その経緯を踏まえ、靈長類学会が野猿公園のあり方について傍観せず、むしろ関係者の一部としてこの問題を共に考えることが必要であると考えられる。

この提言素案が、関係する諸組織・諸研究者の方々によって活発に批判・議論され、対案が寄せられることを期待する。そのような過程を経て最終的にとりまとめられた、靈長類保護委員会による「野猿公園の将来のあり方に関する提言」が、一種の指針として関係者に受け入れられるよう希望する。

(ここで言う野猿公園とは、不特定多数の人に見せることを目的として、野生ニホンザルの群に人為的な管理を行っている場所ないし施設のことであり、フェンスなどで囲って飼育している放飼場等は含まない)

1. 基本理念

- (a) 野生ニホンザルの餌付けは、食物嗜好性・活動リズム・遊動域の変化、頭数の増加、人への慣れなどを助長し、猿害など様々な問題を生む基となるため、今後基本的に避けるべきである。
- (b) 現在野猿公苑等として運営されている施設は、広い意味の野外博物館であり、野生ザルに接することで人の自然教育に資するべきものである。地球全体の財産である野生ニホンザルを利用して、営利目的や単なる観光のための施設とする考え方には、排除されなければならない。

2. 運営のあり方

- (a) 入園者がいつでも野生ザルを見られることを重視すると、必然的に餌付けによるサルの引き留めが行われることになる。見せ物ではなく、自然構成員の一部であることを前提にして、必ずしもいつでもサルを見せる必要はないという発想に立つことが望ましい。餌付けは極力なくし、特に入園客に直接餌を与えさせることは多くの弊害を生むため、直ちに全廃する。
- (b) 直接サルを見られないときでも入園の価値があるように、ビデオや写真、標本などの展示を充実させる。あるいは遊動域を巡る自然観察路を整備して、係員が引率してサルを探す試みをし、また他の動物や植物などの知識を普及させるなど、野外博物館としての活動を活発に行う。
- (c) 野猿公園の管理には、サルに関する様々なデータの蓄積が不可欠である。個体識別に基づいて、サルの出生や死亡、群への出入り、遊動域の変化、頭数の増減など、できる限り多くの情報を収集し、それらの資料を公開する。

3. 職員の訓練・配置

- (a) 入園客に接する職員は、サルをはじめとする野生動物や植物に関する正しい知識を豊富に持ち、それを適切に伝える技量を有する必要がある。そのため、新規採用者はもちろんのこと、経験の長い職員に対しても教育・訓練を適宜行い、野外博物館としての資質を高める努力を継続する。
- (b) 動物とヒトとが接する場面ではヒトや動物の病気や怪我など不測の事態が生じる可能性があり、野猿公園で協力依頼のできる近隣の医師・獣医師を定めておく。

4. 社会との連携

- (a) 子ども達の自然教育に寄与するため、地域や学校と協力して、観察会や学習遠足等を積極的に推進する。

- (b) 収集したサルに関する諸資料は、適宜まとめて公表する。また、野猿公園を利用して研究を行う研究者とは、話し合いの上、共同して研究を進める体制を作ることが望ましい。

5. 助言機関の設置

- (a) 園の管理・運営に関して、利害関係を離れた適切な助言をする委員会等を設置することは重要である。メンバーは複数の研究者や地元住民など、広範な意見を反映させる構成にし、最低1年に1回以上の定期的な会議を開催する。規約を定め、委員会の助言は最大限尊重することとし、意に添えないときはその理由と代替策を説明するなど、実質的に意味のある存在とする必要がある。
- (b) 野猿公園は、設置した助言機関について、その名称・規約・メンバーの氏名などを何時でも公表する。

6. 個体数調節について

- (a) 野荒らしによる害を引き起こしていない群は有害鳥獣駆除の対象とはならないし、本来無主物であって狩猟獣ではない野生ザルを公園の都合で恣意的に捕殺することには法的根拠がない。また、場当たり的な削減は自然教育上問題があるだけでなく、ヒトの手抜かりを野生動物の命で償わせるという本質的な矛盾を生むことを認識しなければならない。
- (b) しかしながら、増加するサルを放置することは、実質的に管理を行ってきた公園の責任を放棄することになる。これまでの長期間の餌付けの結果、適正規模を大きく上回る頭数を抱えている園が、当面の非常措置としてサル頭数の人為的削減を行うことは、管理責任上やむを得ないことと考えられる。この場合、野猿公園はその管理するサル群を自己の所有物に準じて取り扱うという立場を公けに表明すべきである。
- (c) 個体数調節に先立ち、野外博物館としての機能と体制を柱とする公園の将来計画と、その目的に合致した群の適正頭数等についての基本計画を、助言機関での討議を経て策定する。頭数増がなぜ起きたのか、今後の管理はどのようにしていくのか、明確な総括と将来計画の設定を、頭数調節の際の必須条件とする。
- (d) 頭数調節の方法は、群の社会的な混乱を最小限に抑え、かつ自然教育上大きな弊害のないものを選択しなければならない。また、性・年齢構成を考慮してアンバランスの生じない削減を行い、なるべく自然条件に近づける努力をする。

7. 捕獲による頭数調節

- (a) 野猿公園が、自己の所有物に準じる動物として管理上やむを得ず捕獲する時は、捕獲の場所・方法・時期などに配慮し、捕獲現場には適当な掲示をするなどして、サル・人両者の混乱を避ける努力をする。捕獲したサルの個体情報を正確

に残し、その処分法についても、動物倫理上の配慮を適切に行い、求められた
らそれらの資料をいつでも公開する。

8. 避妊処置による頭数調節

- (a) 避妊処置による頭数調節は、その方法によっては群に不安定要因を作り出し、分裂や行動域の拡散をもたらす可能性がある。また自由遊動する野生動物の生理状態を人為的に改変したり、性・年齢構成をゆがめることによって生態系の擾乱を引き起こす恐れもあり、事前の十分な検討や追跡調査の体制なしに安易に実施することは適当でない。
- (b) 野生動物管理における避妊法の検討はなされる必要があるが、実施計画や影響調査の結果などを速やかに公表すべきである。

9. 給餌量削減による個体数調節

- (a) 今後は餌付けは基本的になくしていくことが本提言の骨子であるが、餌付けによって個体数が増えた群では、給餌量を減らすことで繁殖率の低下を図ることが可能である。
- (b) 給餌削減を急激に行うと、サルの生活は大きく乱され、野荒らし等に結ぶ付くことが多い。また、餌場への出現頻度が減って、野猿公園としての存続にも直接影響する。個体数調節を目的とした給餌削減については、助言機関に諮って最も適切な方法を選択する。

10. 野猿公園の閉鎖について

- (a) 諸種の事情から野猿公園を閉鎖するときは、閉鎖に伴う社会的・生態的混乱を可及的に小さくする努力をしなければならない。長年月餌付けしてきた群では突然の給餌停止はサルの行動に大きな変化を引き起こし、周辺の人の生活圏にも波及する可能性がある。閉園を行うには、頭数の調節や給餌量の削減などを数年掛かりで段階的に実施し、サルが無理なく純野生生活へ帰っていくよう、万全の配慮を払う必要がある。園の助言機関は、このような状況にも適切に対応できる能力が求められる。

あとがき

野猿公園はその存在によって、訪れる人のサルに関する知識が高まり、野生ザルの保護につながる意識をはぐくむことが期待されるものである。ヒトと野生ザルの日常的な出会いの場として、その管理には細心の配慮が必要となる。ここでは基本的な項目を挙げて、とるべき方針を示したが、具体的な運営規則は各園の実状に応じて独自に策定されるものであろう。

避妊処置については、志賀高原地獄谷野猿公園で試みられようとしているが、実施の前に助言機関の設置をまず行うべきである。また、実施計画、経過、影響評価の結果などは、速やかに情報公開されるべきである。

避妊処置を考慮しておられる野猿公園は、地獄谷の成績が公表され、方法について検討が行われるまで、実施を待っていただきたい。

また既に避妊処置を実施している園は、事前計画案、経過、効果、問題点などを速やかに公表していただきたい。

この提言は、野猿公園関係者だけに限らず、関心を持つ多くの考え方を生かす内容にしたいと考える。この原案についての意見、修正案等、多数寄せて下さるようお願いする。これを機会に、るべき野猿公園の姿を模索する努力が関係者の間で進展する事を期待したい。

参考

避妊による頭数調節には、その方法毎に以下のような長所・短所があることを念頭に置く必要がある。

1. オスの去勢または精管結紮

手術は比較的容易だが、残った少数のオスだけが子どもを残すことになり、遺伝的問題を生む。また、少数のオスでも多くのメスに妊娠させることが出来、避妊の効果は薄い。仮に群のオス全部を処置しても、ソリタリーが周辺メスを妊娠させることもある。去勢はオスの行動や体型に変化を与える可能性がある。精管結紮は性行動等に影響はなく、修復手術は可能だが、成功するには人間の泌尿外科医程度の高い技術が必要。

2. メスへの避妊薬（ピル）の経口投与

手術を要しないが、目的の個体に定期的に与え続ける必要があり、手間がかかる。サルは慣れないものを食べることを嫌い、餌に混ぜても吐き出すことが多いので、投与方法が問題となる。副作用（子宮蓄膿症、肝臓障害、血液凝固不全など）の懸念もある。投与中は発情が止まるが、投与を止めれば繁殖機能は回復する。

3. 避妊剤の皮下埋め込み（メス）

手術は簡単であるが、埋め込み後を縫合しないと脱落の可能性がある。ホルモン剤の量によって1~2年効果があり、投与の手間はかなり省けるが、ずっと避妊するにはいずれ再捕獲して入れ替えねばならない。発情停止、副作用については2と同じ。埋め込んだホルモン剤の濃度が年月と共に低くなると繁殖機能は自動的に回復するが、最初の埋め込み量が少ないと避妊効果が現れない。

4. 卵巣摘除（メス）確実に避妊できるが、開腹手術が必要。発情停止。修復不能で、体型や行動に変化が起きる可能性。子宮を残すと、しばしば子宮蓄膿症を起こす。

5. 卵管結紮

避妊効果はほぼ確実だが、開腹手術が必要。修復手術は可能だが、成功率は技術による。発情や性行動等への直接の影響はない。

6. 避妊リング

ホルモン状態に変化を及ぼさず、取り出せば繁殖可能となる。しかし、サル用のリングはまだ作られておらず、脱落して効果がないこともあり、技術として確立していない。

2~4 は、処置を受けたメスの発情が消失するため、処置するメスの頭数が多いとオスの行動が不安定になり、群全体の社会的まとまりやオスの行動域に影響が出る可能性がある。

どの方法の組み合わせがよいか、またどのような個体にどれだけの頭数処置するかなど、具体的な処方は、群のサイズや構成、周辺の環境、野猿公園の現状や今後の運営方針等によって違ってくる。

3 地獄谷野猿公苑でのサル避妊処置について

京都大学霊長類研究所・松林清明

過去に同野猿公苑で調査などを行ったことのある獣医学研究者として、1995 年に避妊処置に協力を依頼された。これに対し、どのような判断をしたかは、後に述べる当時のメモなどを参照して頂きたいが、始めに時間的な経過に触れておきたい。

1. 1995 年 6 月の日本霊長類学会開催時に、一緒に避妊処置を依頼された和秀雄・後藤俊二両氏とともに常田氏と会談し、避妊実施の前提として、後述するようないくつかの条件を満たして頂きたいという要望を行った。常田氏は、「検討して返事したい」とのことだった。
2. 8 月、「野猿公園のあるべき姿についての提言」素案を松林が起草し、保護委員会メンバーや学会理事会、関係研究者などに示して意見を聞く。
3. 9 月上旬に常田氏より、提示された条件は全て実施するとの回答届く。そこで避妊処置実施の日程調整を開始したが、都合が合わず、また後藤氏が海外出張中だったため、後藤氏の帰国を待って、調整する事とした。
4. 9 月末に後藤氏が帰国したが、交尾期が差し迫っており、また 10 月第 2 週からは松林の海外出張が控えていたため、10 月の第 1 週に実施する事に決定。
5. 実施直前に霊長研内の研究者に集まって貰い（8 名）、意見交換する。関係研究者には、影響調査について協力を依頼する。
6. 10 月 3 日より現地で作業開始。10 月 4 日に山之内町野猿対策現地懇談会が開催され、松林が出席（概要は後述）。10 月 6 日に「地獄谷野猿公苑を中心とした諸問題に関する検討会」（議長：和田一雄氏）が開かれ、後藤氏が出席。

避妊処置は10月10日に終了。

松林個人メモ 1995.9.25.

1995年夏～秋に地獄谷野猿公苑の避妊処置に技術協力を依頼されて、考えたこと。

1. 野生動物の生殖機能に人為操作を加えるのは、基本的に好ましいことではない。そもそも野生ザルを餌付けする事自体、やるべきでない。
2. ここまで根本的な解決を引き伸ばしてきた公苑および有効な助力をなし得なかった関係研究者の責任は大きい。
3. しかし、現実に頭数増が進み、それによる弊害も顕在化して、公苑側も追いつめられている今、人間は何とかして責任をとるべきだろう。不本意ではあるが、頭数調節の方法についても、模索しなければならない。
4. 「避妊には反対だ」として協力を拒否するだけで、問題の解決につながるだろうか。あるいは「拙速を避ける」ということで、来年以降に実施を先延ばした場合、なにか具体的な手立てが見つかるだろうか。
5. 「避妊には反対」「今年は止めておくべきだ」と回答した場合、公苑は別の技術者に依頼して、問題の深い検討もないまま、実施に踏み切ることも予想される。
6. 靈長類学会保護委員会が「野猿公苑のあるべき姿に関する指針」作りを進めている。この基本精神に沿う形で、地獄谷のケースを良い方向に持っていく努力をした方がいいのではないか。
7. 一部に避妊を施すことで少なくとも来年の出産頭数を抑えることはできる。避妊のみで抜本的な対策にはなり得ないが、これ以上の矛盾拡大を避けるために、緊急措置として避妊に協力した方がよい。影響調査など、同時に必要な対策についても準備する必要がある。
8. この件については、靈長類学会保護委員会、京大靈長研有志および関係研究者などと相談して助言を受けながら、基本的には個人の責任で対応するしかないだろう。個人の研究とは切り離して行い、公苑から謝礼等も受けない。(旅費や消耗品など、必要経費は公苑に負担してもらう)

今回の避妊処置への技術協力に関して、公苑側に付けた注文

1. 頭数管理や餌付けのあり方を含め、野猿公苑の今後の運営方針を明らかにして頂きたい。
2. 公苑の運営について助言を行う委員会を設置していただきたい。
3. 今回の避妊処置の内容や、それが今後のサルの行動、社会、あるいは生理面にどういう影響を与えたかを継続してモニターし、その結果を公表していただきたい。

上記についての野猿公苑からの回答 1995.9.8 付け常田書簡の要点

1. 当面は 100 頭程度に総頭数を抑え、餌付けも少なくしてゆく。離れザルになりそうなオスは捕獲する。今後は更に頭数を少なく（約 50 頭に）し、将来は餌付けの廃止も視野に入れて検討する。
2. 委員会設置は、人選に関して難しい点があるが、この機会に実現したい。
3. 避妊法の内容や影響評価の結果は、公表してゆく。

検討課題

1. 処置数や、どのメスにどの方法で処置するかの選択が、常田さん任せで良いか。
2. 追跡調査の体制をどう作るか（公苑任せでよいかどうか）。
3. 広報をどうやっていくか。（学会保護委員会ニュースレターでは報告する予定だが）

これに付いての対応

1. 現地で常田さんと協議し、卵管処置予定個体を減らして注射による避妊に切り替えるなど、一部計画を修正して貰う。
2. 形態領域、遺伝領域などを、靈長研の研究者に協力・担当して貰う。
3. 多くのメディアに対し、出来るだけ説明する。

山之内町野猿対策現地懇談会（1995.10.4）の概要

この懇談会の実施要領に、目的として「山之内町が進めている野猿対策について、動物愛護者に対し理解を求めるため、関係者が一堂に会して現地視察と合わせて懇談会を実施する」と書かれていたように、大量捕獲に反対の運動を行ってきた団体（JAVA = 動物実験の廃止を求める会）を主たる対象として、現地の事情を理解して貰う為に開催された模様であるが、当の JAVA からの懇談会への出席は 2 名のみで、他に研究者 4 名が参加していたが、出席者の大部分は、被害農家と主催者である町の職員であった。

懇談の内容は、農政・観光・生活環境の各課および野猿公苑からの報告に統いて意見交換が行われ、主に被害農家からの JAVA、町行政、地獄谷野猿公苑への非難、批判が続出した。

他にも町の作成した資料として住民のアンケート回答が示され、ほとんどがサルの被害に困り抜いている現状を訴えて対策を要求する内容であったが、中に「研究者は農家の被害実態を知らんぷりし、サルを飯の種にしているのなら人間のクズだ」というものもあった。

「サルがどんなに増えすぎても捕るなと言う事が、果たして本当の保護か、そういう人たちが毎日畑で張り番をしてくれるのか」と集中非難を浴びた JAVA は、「サルを利用してもうけたところが解決のために補償すべきだ」との論を述べていたが、「我々の心

情を理解せず、金で補償すればいいと言うのは農業への冒涜だ」と反論され、旗色が悪かった。野猿公苑は、「なぜこんな状況になるまで放置してきたのか、今すぐ餌場を堀で囲え」などと強く非難され、「今後は適正な数に頭数を抑え、周囲に迷惑をかけない管理を行う」と説明していた。

最後に町長が、「人身被害も発生しており、このままサルを放置する事は行政として許されない。堀で囲む事も含め、早急な対応を対策委員会で議論して貰う」と締めくくつて閉会となつた。

全体の印象として、大量捕獲を含む対策の地ならしとして設定された懇談会であったと思われたが、現地住民の強い怒りを前に、今後の野猿公苑運営はかなりの困難を伴うものと推察された。

最後に

今回のケースは、頭数増が限界に達したと自ら判断するに至った野猿公苑が、猿害被害住民と捕獲に反対する声との板挟みになって、他の手段が見つからず、とりあえず避妊に踏み切ったものであるが、避妊を依頼された側にとっては困難な判断を迫られることになった。全ては人間の行った餌付けが原因であり、そのツケをサルに払わせるのは理不尽である事は明白である。協力を断れば自分の手も汚れないし、「捕獲にも避妊にも反対だ」といっておれば楽なのだが、サル研究者がそのような対応を続けている限り、野猿公園問題の解決は先送りされるだけだと思われた。仮に自分が断っても、公苑は他の技術者に依頼して実施する可能性もあった。そうなると、情報の十分な開示がないまま、野猿公園の避妊処置が多くの人の知らない内に行われ、試行例の経験を他に生かす機会が失われるし、頭数管理問題がいつまでも裏事情として潜み続けることになる。

一方、公苑をとりまく環境はきわめて厳しく、このまま何もせずに月日を過ごすのは、無責任と矛盾を拡大することでしかない実状も分かっていた。予防的な有害鳥獣駆除は許可が出ず、避妊を避けていると来年は群れの頭数が更に増える。そこで、公苑への協力を、この問題を全て明るみに出し、良い方向へ踏み出して貰うきっかけに出来ないかと考える事にし、いくつか条件を出したのは既述の通りである。幸い常田氏は正直で誠実な対応をしてくれた。

処置が交尾期に入るぎりぎりの時期であり、遅効性のインプラントはあるいは間に合わず、埋め込んだメスのうち何頭かは、排卵・妊娠に至る可能性はあるが、そのような点も含めて、経過の全てを公表して頂きたいと思う。もちろん、避妊はそれのみでは頭数を減らす有効な策にはなり得ない。野生動物においてはむしろ捕殺よりも多くの問題をはらんでいるといえる。それでもあえて緊急措置として踏み切った背景を、少なくとも学会員には説明する必要があると考え、この稿を書いた。こちらのつけた条件に対する野猿公苑からの回答を待っているうちに交尾期が迫り、さらに我々の方の海外出張スケジュールが絡んで、実施日程の決定以前に、関係研究者と十分な情報交換をする時間が持てなかつたのは反省点であるが、責任は全て私にある。

一部紹介したように、猿害をめぐって現地の住民感情は厳しい。個人的な見通しとしては、地獄谷野猿公苑は頭数の相当な削減なしには存続は困難だろう。では閉鎖すれば

よいかと云うと、現状でサルを放置すれば、直ちに大規模な農作物被害が発生し、サル達は滅ぼされてしまう。知恵を絞って、人々に納得してもらえる対策を考え出すしかないが、痛みを伴わずに済む方法が果たしてあるかどうか。

野生動物の餌付けは、一部の危急種の緊急救濟を除いては、弊害の方が大きい。野猿公園も将来はそのあり方を問い合わせることは不可避であろう。しかし現実に今、増えすぎている餌付け群については、その頭数管理の問題を具体的に検討する必要がある。法の谷間で矛盾を抱えている現状を開拓するために、行政や研究者を交えたルールの確立を急がなければならない。遅すぎたのかもしれないが、我々はそろそろ本音を出し合って、建設的な議論をすべき時がきているのではなかろうか。

(96.1.29 松林清明)

4 餌付け群の個体数管理における避妊技術の導入について

地獄谷野猿公苑・常田英士

餌付け群の個体数の抑制管理は、野猿公苑がサルを管理する上で避けて通れない基本的に重要な課題であり続けてきた。

地獄谷野猿公苑は個体数の増加ができるだけ抑えるために、エサの質や量や与え方を考慮してきたが、増加は抑えられなかった。そして間引きによる抑制を希望していたが、理解を得ることができず、個体数は増加し続け、1994年出産期後350頭になった。

1994年12月に周辺群の猿害の増加に伴い山ノ内町野猿対策委員会が再開され、猿害を多発させている自然群を捕獲し、数を少なくして被害を少なくする方針が決まり、それとともに周辺群に影響を与えていたとして、餌付け群の間引きも了承された。

個体数を100頭に縮小する目標を立て、年間100頭、3年間で300頭の捕獲を計画した。捕獲したサルの処置としては、単に土に埋葬するよりも人の健康等に役立つならばその方がより良い処置方法であろうと考え、引き受け先を探した。そしてこの計画が報道され、捕獲反対、実験動物への提供反対の抗議が関係機関も含めて多数寄せられ、捕獲は認められにくい状況となり、改めて個体数抑制の必要性を社会に理解してもらわねばならない情勢になった。しかし理解が得られる見通しもないまま時間が経過すれば、今まで同様にサルは増え続け、事態は更に厳しくなってしまうことは明らかである。捕獲が社会に認められにくい状況の中で、避妊技術の導入による個体数の調整の可能性の検討を始めた。現在避妊処置は家畜やペットに適用されており、社会的にも容認されている。しかし餌付け群のサルに対する避妊は、どの処置方法が適当か、避妊による個体や群への影響がどうか明らかになっていない段階であり、慎重に検討する必要があった。しかしこのままで翌春も50~60頭の出産が確実であり、十分な検討や理解が得られるまで先延ばしすることはできないと判断し、導入に踏み切り、問題点の検討等は前に進みながら諸研究機関や研究者と十分検討しながら行っていくことにした。そして避妊技

術導入にあたり以下の5項目を地獄谷野猿公苑の基本方針として避妊処置を行った。

1. 野猿公苑は国民共通の財産である野生のサルを利用しているのであり、適切な餌付け群の管理をして行かなければならぬ。長期間にわたり餌付けをしてきたという実態をふまえ、責任を持って管理していく。
2. 餌付け群の適切な管理をする上で、それを補助するものとして位置付ける。
3. 避妊技術の野外への導入は新しい試みであり、評価が定まっていない。導入にあたっては、関係する諸研究機関や研究者と十分連絡や話し合いを持ちながら行う。
4. 術後のメスの発情、妊娠の有無や、性行動、群れ社会等の変化を注意深く観察し、追跡調査を行い、その結果は公表する。
5. 個体数調整問題を新たな契機として、野猿公苑の将来展望を論議し、実行する。

5 地獄谷野猿公苑での避妊について

東京農工大学農学部・和田一雄

与えられたテーマは上記の通りである。避妊に関する具体的な内容は他のお二人が触れると思うので、避妊を提案・実行せざるを得なくなつた過程についていくつか問題を指摘したい。

1. 野生動物保護学不在

私はこれまで日本の靈長類学に野生動物保護学は存在しなかつたと述べたことがある（靈長類研究, 1995）。生態調査を行なつた場合には保護学の一部分には関与せざるを得なかつたが主題は生態学で、保護学ではなかつたという意味においてである。

2. 野猿公園－実験動物供給原

1960－1970年代にかけてニホンザルの餌付けが行われ、研究者はそれに協力、あるいはそれを容認した場合が多かった。当時実験動物分野からはニホンザルの供給源として餌付け群が期待されたので、保護学の伝統もない日本では比較的簡単に餌付け群と実験動物の需要が安易に結び付いたのである。

1970年代半ばから野猿公苑は実験動物の供給源とすべきではなく、自然教育の場と見直すべきだと認識が広まり始めた。その根底には餌付けは群れの諸性質を歪めるものだという考え方があったと思われる。

3. 現況研による現状把握

若手研究者が1972年から始めた現況研究会は農林業からの著しい影響をうけている

野生群の現状把握に精力を傾け、保護の見通しを模索したが、保護管理という視点にまでは到達しなかった。最近ではサルの年間捕獲頭数は6000頭を超え、特にここ2-3年間では長野県が全国一の捕獲をするに至った。現況研は1990年から再開され、このような現状を直視し、実状把握に基づき具体的な管理対策をすることを目標に活動を開始した。

4. 地獄谷野猿公苑による間引き提案

地獄谷野猿公苑は個体数を抑える工夫や入園者への説明などの普及活動に力を入れたが、1994年末で360頭になり260頭の間引きを提案した。1960年から志賀高原に関係した私としても、これに責任を感じるのである。私達は個体数を抑えるために餌を減らす提案をしたが、間引きは容認しなかった。公苑は間引きをかなり前から主張したが、私は賛成しなかった。間引き後についての方針がなかったからである。

5. 間引きと避妊

私は「餌付けはやめるべきだ」(哺乳類科学, 1989)と述べた。それ故、野生に戻すため360頭から100頭以下に間引くことには賛成である。間引いたサルは適正な基準によって実験に使用するのも理解できる。同公苑は間引くための前提として具体的に野生に戻す方針を明らかにすべきである。例えば1995年5月白山自然保護センターと白山の吉野谷村は餌付けをやめ、野生に戻す努力を始めた。動物愛護団体が間引きに反対して公苑は苦しい立場にあることは分かるが、突然避妊を導入することは上に述べた方向で公苑の脱皮を図ろうとしているとき問題をぼかすことになるので私は反対である。

6 屋久島 世界自然遺産地域におけるサルの狩猟について

靈長類保護委員会

屋久島のニホンザル研究林地域でサルが狩猟されるという事件が発生しました。この事件について、屋久島現地の川原地区で現在調査中の 氏より以下の報告(1996.1.16.)をいただきましたので、掲載します。屋久島の世界遺産地域で、今後世界遺産地域内で狩猟が行われないよう、関係機関は適切な措置を行うとともに、地域での環境教育を徹底するよう働きかけていきたい。以下、報告文(原文のまま)

1995年11月26日、川原の自分の調査地内において、犬の声がするので林道上を歩いて様子を見ていると、獵犬がシカを追いかけているのを目撃しました。密猟行為であると判断し、永田の駐在さんに通報するためにいったん帰ってきましたが、駐在さんが不在であったためにひとりで川原に戻りました。川原に戻ると、安房の中年男性が獵犬を回収中であったので、シカの狩猟について詰問しました。男性は、「シカは捕っていない。

サルを捕った。」といって、切り取ったサルの尻尾を見せました。違法行為であることを告げると、口止めをして帰っていきました。

12月11日、自分の調査地内において、木のまたに掛けられた尻尾を切り取られたサルの死体を発見しました。すぐそばで、散弾の薬莢も見つけました。場所と腐敗状況から26日のものと思われます。

12月20日、前回と同じ軽トラック、同一人物を川原の手前で見かけ、川原に獵犬が放されているのを目撃しました。川原にある千葉大のタワーで屋久島営林署の職員が作業していたので、通報し、直接注意してもらいました。私とは別に、も半山でこの軽トラックを見かけ、永田の駐在さんに通報しました。

12月26日、上屋久町役場、屋久町役場、国立公園管理官事務所および屋久島警察署にそれぞれ通報しました。屋久町役場の方には、「有害鳥獣駆除であっても、屋久町の獵友会員が上屋久町で駆除を行うことは違法である。」との説明を受けました。管理官事務所の西田氏からは、「国立公園法の管轄外である」との回答を受けました。

1996年1月4日、国立公園管理官をサルの死体现現場へ案内しました。
からは、「この件に関しては管理官事務所としての取り組みはない」との回答を受けました。

1月9日、屋久島警察署生活安全刑事課、警部補が、調書作製の事情聴取を行うため、観察ステーションに来られました。調書を作製し、さらに調査を続行することでした。

以上現時点における状況をお伝えしました。

靈長類保護委員会からのお知らせ

英文ニュースレターの発行について

靈長類保護委員会では、日本における靈長類の保護に関する現状をより多くの人に理解してもらうために、英文のニュースレターも発行しております。英文のニュースレターをご要望の方は下記までお問い合わせ下さい。

〒 305 つくば市筑波大学
歴史人類学系 D. スプレイグ
tel: 0298-53-4042 fax: 0298-53-4432

新しい「絵はがき」と「テレフォンカード」を発売しています!!

新バージョンの「絵はがき」と「テレフォンカード」を発売しています。図柄は、どちらも、木村しゅうじ氏のイラストで、氏のご好意により利用させていただいております。利益は靈長類の保護活動のために活用されます。絵はがきは4枚組、200円、テレフォンカードは50度数、1000円です。皆様のご協力をお願い申し上げます。

〒 319-12 茨城県日立市大みか町 6-11-1
シオン短期大学 中川尚史
tel: 075-753-7800 fax: 075-753-7810

靈長類保護委員会メンバーと連絡先

丸橋珠樹	〒176 東京都練馬区豊玉上1-26-1 武蔵大学人文学部 TEL 03-5984-3847 FAX 03-5984-3880
山極寿一、松林清明、後藤俊二	〒484 犬山市官林 京都大学靈長類研究所 TEL 0568-61-2891 FAX 0568-63-0085
中川尚史	〒319-12 茨城県日立市大みか町6-11-1 シオン短期大学 TEL 0294-52-3215 FAX 0294-52-3343
D. スプレイグ	〒305 つくば市 筑波大学歴史人類学系 TEL 0298-53-4042 FAX 0298-53-4432

募金の振込先 日本靈長類学会靈長類保護委員会
三菱銀行武蔵境支店普通預金口座 4816341

郵便振替口座 東京 1-160866

編集・発行

日本靈長類学会靈長類保護委員会
ニュースレター担当：丸橋珠樹

David S. Sprague

tel:03-5984-3847, fax:03-5984-3880
e-mail: maruhasi@cc.musashi.ac.jp
